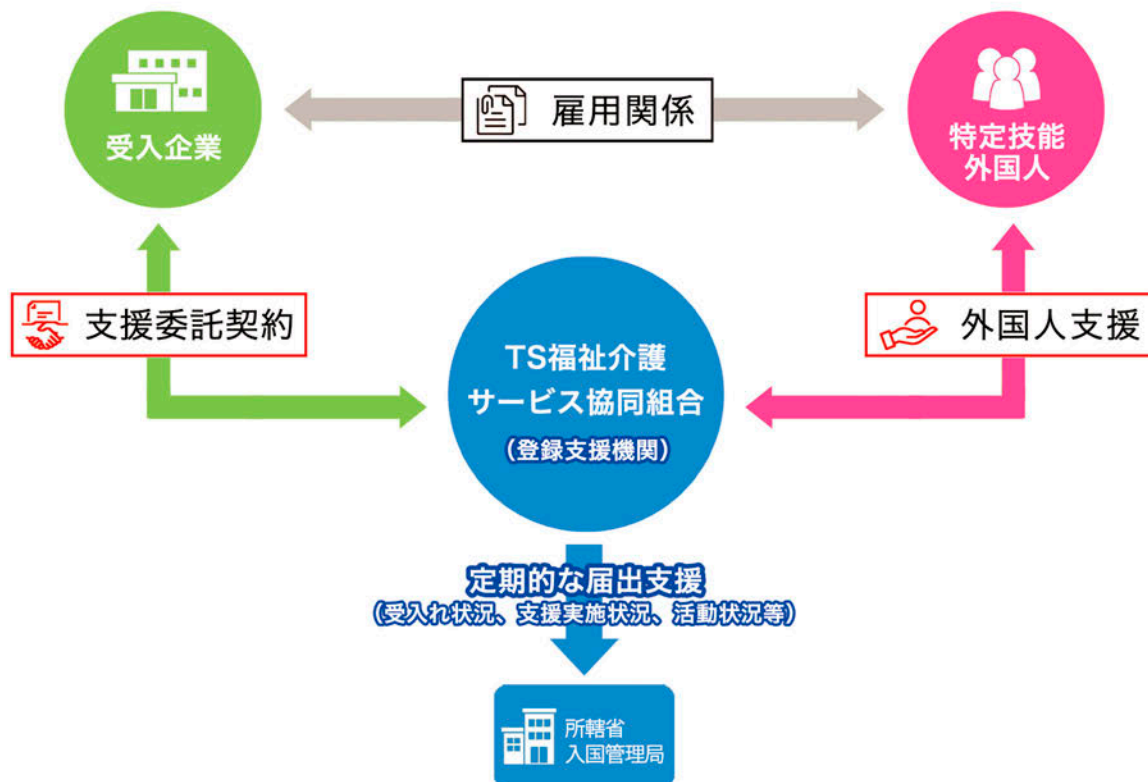


## 特定技能制度とは

特定技能制度は、深刻化する人手不足に対応するため、国内人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることを目的として2019年4月からスタートした制度です。

当組合は、出入国在留管理庁長官の登録を受けた「登録支援機関」を取得しています。

### ★特定技能制度の全体スキーム



## 就労期間と在留資格・処遇

就労期間	5年間
在留資格	特定技能1号 ※ 基本1年ごとに在留期間の更新手続きが必要
処遇	同業務日本人従業員と同等或いはそれ以上 (監査時賃金台帳で証明が必要)

## 採用人数枠・求められる技能水準

採用人数枠：事業所単位で日本人等の常勤介護職員数の総数を上限とする

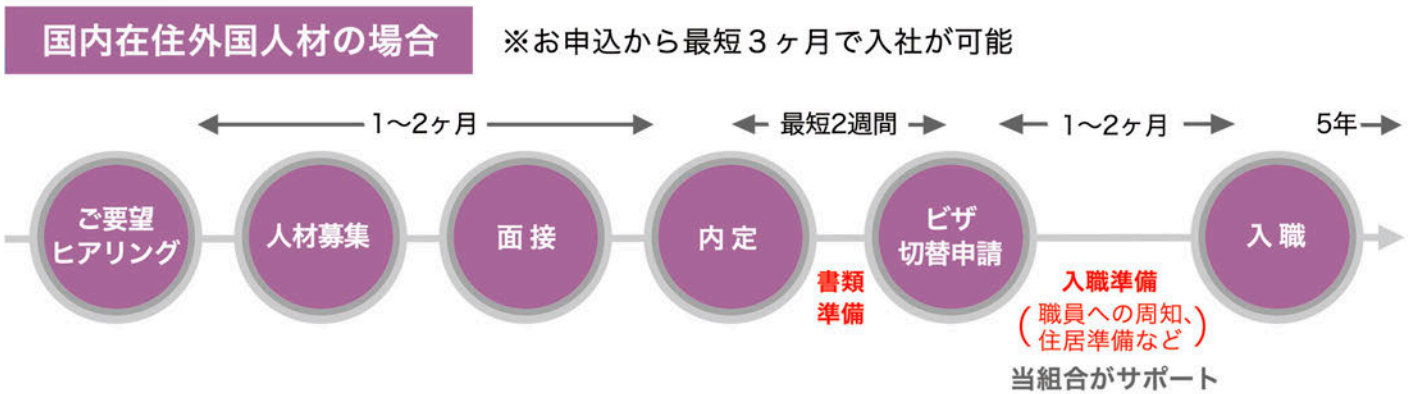
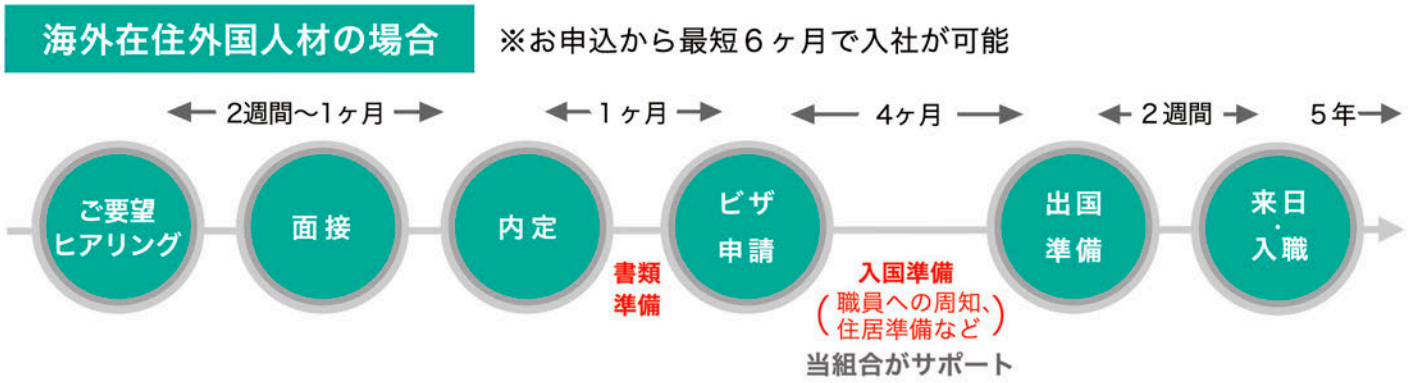
技能水準：要知識・経験の証明 (技能実習2号良好修了レベル)

## 受入企業の義務

- ・採用後4ヶ月以内に「介護分野における特定技能協議会」への加入が必要
- ・3ヶ月毎に、受入れ・活動状況を管轄入国管理局へ届出 (労働/賃金の法令遵守・申告処遇との整合)

## 採用の流れ

海外在住の外国人・国内在住の外国人を特定技能「介護」で採用するまでのおおまかな流れです。



※所要時間は目安で、ご要望や国によって変動する事があります。  
 ※赤文字はお客様にご対応いただく内容です。

## 技能実習から特定技能への移行

技能実習2号までを修了すると、特定技能への在留資格の移行が可能です。これにより、3～5年で帰国しなければならなかった技能実習生に、引き続き通算5年(合計8～10年)の就労が可能となります。

特定技能の資格取得には、原則、介護技能評価試験と日本語能力試験に合格する必要があります。ただし、技能実習2号までを修了した場合は、試験が免除されます。

技能実習と特定技能を併用することで、長期的な雇用計画がたてられます。TS福祉介護サービス協同組合では、**技能実習から特定技能への移行も一括してサポート**していきます。

### ★モデルケース



※特定技能期間終了後も、国家資格である「介護福祉士」の資格を取得すれば、在留資格【介護】が認められることになり、永続的な就労が可能となります。介護福祉士の取得に必要な実務経験期間は技能実習や特定技能での期間が認められています。